

三重大学工学部同窓会会則（2019年5月25日改正）

（名 称）

第1条 本会は三重大学工学部同窓会と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、三重大学工学部（以下「工学部」という。）内に置く。この場合において必要に応じ各地区に支部を置くことができる。

（目 的）

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、教養を高めるとともに工学部の発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 会員相互の連絡及び互助
- 二 会誌及び会員名簿の発行
- 三 準会員の福利厚生、教育・研究援助及び就職指導
- 四 その他本会の目的達成に必要な事項

（会 員）

第5条 本会は、次の各号に掲げる会員を持って組織する。

- 一 正 会 員 工学部卒業生及び大学院工学研究科修了生
- 二 準 会 員 工学部及び大学院工学研究科在学生
- 三 特別会員 工学部教職員
- 四 名誉会員 工学部元教官及び評議員会（第11条で定めるものをいう。以下同じ。）で推薦を受けた元職員

（役 員）

第6条 本会には次の役員を置く。

- 一 会 長
- 二 副会長
- 三 評議員
- 四 幹 事（代表者を幹事長とする）
- 五 会 計
- 六 会計監査

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会の代表者として会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 3 評議員は、本会の会務の運営に当たり、評議員会を構成する。
- 4 幹事は、会務を担当する。
- 5 会計は、予算配分、予算執行及び会計報告を行う。
- 6 会計監査は、会計の監査を担当する。

(役員を選出)

- 第8条 会長は、正会員のうちから総会（第9条に定めるものをいう。以下同じ。）又は評議員会にて選出する。ただし、総会の議が優先される。
- 2 副会長は、各学科の正会員のうちから、原則として1名ずつ評議員会にて選出する。
 - 3 評議員は、各学科の正会員のうちから、総会または評議員会にて原則として3名ずつ選出する。
 - 4 幹事は、正会員のうちから、評議員会にて任命する。
 - 5 会計監査は、会員のうちから評議員会または総会にて2名選出する。ただし、総会の議を優先する。

(任期)

- 第9条 役員（幹事を除く。）の任期は1年とし、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。また任期の途中からの交代も可能とする。

(総会)

- 第10条 総会は、本会の最高議決機関であり、必要に応じ評議員会の議決をもって会長が招集し、その議長となる。
- 2 総会の議事は、出席会員の過半数をもって議決する。
 - 3 総会を年次総会に変えることができる。

(年次総会)

- 第11条 毎年決算後4ヶ月以内に、評議員会と幹事会を定例的に開く。

(幹事会)

- 第12条 幹事は各委員を構成し、皆無を実施する。幹事長は各委員会の行動計画、予算をまとめて会計に提出する。

(評議員会)

- 第13条 評議員会は、総会に代わる議決機関であり、次の各号に掲げる事項を審議する。
- 一 会則、会計規則の改正
 - 二 細則の制定改廃
 - 三 評議員の選出
 - 四 事業報告及び承認
 - 五 会計報告、会計監査報告及び承認
 - 六 事業計画及び予算の審議

七 その他の事項

2 評議員会は、会長、副会長、会計、会計監査、幹事長及び評議員によって構成し、会長が召集する。

3 評議員会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）で成立し、出席した構成員の過半数をもって決する。

（会計運営）

第 14 条 本会の経費は会費及び寄付金をもってこれに充てる。

（会 費）

第 15 条 会費の額及び納入時期については、別に定める。この場合において特別会員及び名誉会員の会費は徴しない。

（会計年度）

第 16 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（会計報告）

第 17 条 会計報告は、会誌とHPにおいて行う。

（会則改定）

第 18 条 本会会則の改正は、評議員会において行い、総会の承認を得る。

附 則

この会則は、昭和 57 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 4 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 5 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 7 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 29 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年 5 月 25 日から施行する。

三重大学工学部同窓会細則

- 第1条 学生としての籍を失うと同時に準会員の資格を失うものとするが、会費は返却しない。
- 第2条 平成5年度以前入学の会員は、各学科同窓会の会則に従い卒業の際入会金及び会費を納入するものとする。
- 第3条 会員は、転居・転任・改姓の際に本会に届け出ること。
- 第4条 令和2年4月1日以降工学部または大学院工学研究科へ入学の準会員は一律2万円を1回のみ会費として徴収する。(工学部と大学工学研究科で重複徴収することはない、)